

事務連絡
平成24年7月24日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の
一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長及び一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。別添1。）でお示ししているところですが、平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、貴管下被保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、平成24年9月までの免除証明書の取扱いについては、1月事務連絡を御確認いただくとともに、地方厚生（支）局医療課に対し、別添2のとおり事務連絡を発出し、全国の保険医療機関等への周知を依頼していますので、あわせて御了知下さい。

記

- 1 平成24年10月1日以降は、1月事務連絡でお示したとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域（以下「避難指示等対象地域」という。）の被災被保険者等の一部負担金の免除措置についてのみ、免除に要した費用を補填する特別の財政支援を継続すること。
- 2 現在、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成24年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

3 現在、福島県の以下の町村（※）の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができるとしているが、平成24年10月1日以降は、当該被保険者についても、免除証明書の提示が必要になること。

（※）広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

4 1から3までを踏まえ、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会においては、避難指示等対象地域の被災被保険者等に対し、有効期限を更新した免除証明書を交付すること。

なお、健康保険組合における免除証明書の取扱いについては、1月事務連絡で既にお示ししたとおりであること。

5 国民健康保険の被保険者に対する免除証明書の交付に要する費用については、平成24年度特別調整交付金により、財政支援を行う予定であること。